



## 概要

一般社団法人日本調査業協会（以降、本文中、本協会と称す）の直接会員制移行に伴い、47都道府県ごとに支部設置が総会で承認されたことにより、支部規程を制定の上、運用についての基本的な考え方を本書にまとめました。

## 目的

1. 正会員の営業所が日本全国に分散している実態を考慮し、本協会の活動を機能的に実施するため、下部組織として各都道府県単位の公安委員会届出行政管区毎（北海道は一つとする）に支部を設置し、「一般社団法人 日本調査業協会 ○○支部」と称し活動します（別途支部一覧参照）。
2. 支部の統括範囲は、本協会の理事会を経て会長が別途に定めることが出来ます。
3. 支部は法人格を持たない地方連絡所的位置づけで、本協会の地方活動をサポートする組織です。

## 支部役員の内命

支部長職は、本協会理事会にて選出された本協会正会員の中から指名されます。指名基準は、本協会歴が長く、過去の会費未納、滞納、遅滞歴の確認、協会役員経験歴、協会活動に対する貢献度など総合的な判断により決定されます。但し、支部役員（副支部長、支部監事）の選任は任意で設置することが出来ますので、支部内での自治制に準拠した選出が可能です。

また、連絡事務所は、支部長個人となります。

2018年6月1日時点における各都道府県支部長は別紙のとおりです。

## 支部事業について

### I. 活動地域における公益活動

- (1) 消費者に対する講習会・講演会・相談会等の実施。
- (2) 本協会が行う活動地域における正会員及び探偵業社に対する教育研修会の開催サポートと支援活動の実施。

### II. 支部毎の特色ある運営

本協会の承認を経て、活動地域毎に特色ある活動を実施できます。公益活動を中心に、収益活動などもどんどん実施してください。

## 支部活動費について

### ▶本協会が主催する活動

本協会が主催する消費者に対する講習会・講演会・相談会及び、正会員及び探偵業社に対する教育研修会の開催サポートと支援活動を支部に付託した場合は、必要な経費を支弁しますので、「経理処理を含む事業活動報告書」を事業終了後、速やかに本協会に提出が必要となります。

### ▶各支部が主催する活動

各支部毎の活動費は支部毎に経費を捻出することになります。したがって、支部会費の徴収、各事業費毎に支部員からの寄付などを募り事業にあたります。なお、各支部の会費で主催する事業活動については本協会承認のもと実施されても経理上報告義務はございません。

※収益事業に関しては、支部毎に税務申告が必要となります。

## 支部統括委員会の設置

### ▶支部統括委員会

支部活動を円滑に行うために本協会理事会にて新たな委員会として「支部統括委員会」を承認設置します。現在、正会員不在の都道府県については、本協会支部統括委員会の預かり運営となりますが、基本的には従来通り、他都道府県にまたがる活動範囲となることが予想されますので、その地域における正会員最多支部が不在都道府県を共同運営することになります。

将来的には、活動状況を精査して、活動地域ごとの支部（支部名称）となり、未活動支部の統廃合も視野に「支部統括委員会」が取り纏めをしていきます。

## 公式ホームページ掲載について

[日調協公式HP](#) → [正会員検索](#) → [各都道府県地図から検索](#)

[日調協公式HP](#) → [正会員検索](#) → [各都道府県支部名称から検索](#)

▶上記の検索方法にて正会員が表記されるようにしましたので、より地域に則した消費者からのフィードバックが期待されます。